

令和5年11月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和5年11月27日（月） 開会 午後2時
閉会 午後2時19分

場所 議会運営委員会室

出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敦慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年11月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和5年11月27日(月))

委員長

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、12月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明する。サイドブックの「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案件名総括表」である。

12月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算4件、条例4件、和解1件、事件議決11件の計20件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告などの報告事項が6件あり、合わせて26件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

はじめに、補正予算案については、本年夏の記録的な高温を原因とした水稻の高温障害などにより被害を受けた農業者に対する支援策を講じるほか、児童生徒の増加に対応した特別支援学校の整備や公共事業等の施工時期の平準化及び適正工期の確保など、当面对応すべき事業について編成したものである。

その結果、一般会計の補正予算額は、9,688万1千円となったところである。

次に、条例については、新規条例1件を含む4件である。主なものとしては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、支援体制強化のため埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合などするための「埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例」がある。

このほか、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた損害についての和解、事件議決として、県の「公の施設」における指定管理者の指定に関するもの8件などについて議決を求めるものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を、御覧いただいている資料により説明する。

それでは、3ページにある資料1「埼玉県議会令和5年12月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

4ページを御覧願う。「条例」について説明する。

1番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲の推進を図るため、屋外広告物の許可など既に移譲している事務について、処理する市町村の拡大などをするものである。

2番の「埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、性的な被害やDVをはじめ困難な問題を抱える女性に対する相談支援や自立支援の体制を強化するため、埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターに統合するとともに、同センターを女性自立支援施設に位置付ける

などの改正を行うものである。

5 ページを御覧願う。3 番の「埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、2 番の「埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例」に関連して、居室の床面積や入所定員などの基準を定める条例を新たに制定するものである。

4 番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、国から認定された認定高度保安実施者が行う高圧ガス保安法の完成検査に合格した貯蔵施設等の設置又は変更の完成検査手数料の額を定めるものである。

条例については、以上である。

6 ページを御覧願う。「和解」である。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた埼玉県の損害について、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に基づき、東京電力ホールディングス株式会社から5,874万6,941円の和解金支払を受けること等で和解しようとするものである。

7 ページを御覧願う。「事件議決」である。

1 番の「当せん金付証票の発売について」は、令和6年度における本県の宝くじの発売限度額を420億円とするものである。

2 番から9 ページの9 番までは、「指定管理者の指定について」である。8 件8 施設について、指定管理者の指定を行うものであり、いずれの施設についても、指定期間は5 年となっている。

10 ページを御覧願う。10 番の「荒川左岸北部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5 市の負担額について」は、熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市、北本市の意見を聞いた上で、その負担額を改定することについて議会の議決を求めるものである。

11 番の「利根川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係4 市町の負担額について」は、本庄市、美里町、神川町、上里町の意見を聞いた上で、その負担額を改定することについて議会の議決を求めるものである。議案については、以上である。

次の11 ページからは「報告事項」である。

まず、「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。

1 番の「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、地方自治法の一部改正に伴い必要とされる規定の整備を行ったものである。

2 番から12 ページの4 番までは損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行っている。

13 ページを御覧願う。「審査請求の却下に関する報告」である。

しらこぼと公園において水着撮影会を開催予定であった主催者に対して、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が行った行為許可申請に係る不許可処分の取消しを求める審査請求を却下したることについて、地方自治法に基づき報告するものである。

14 ページを御覧願う。「年次報告」であり、「環境の状況に関する年次報告」は、埼玉県環境基本条例に基づき、令和4年度における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、議会に報告するものである。

報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案について説明する。15 ページを御覧願う。資料2「令和5年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたい。

この補正予算案は、本年夏の記録的な高温を原因とした水稻の高温障害などにより被害を受けた農業者に対する支援策を講じるほか、児童生徒の増加に対応した特別支援学校の整備や公共事業等の施工時期の平準化及び適正工期の確保など、当面对応すべき事業について編成したものである。

補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(4)までの四つに整理している。それぞれの詳細は後ほど説明する。

16ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で9,688万1千円、公営企業会計で4億8,780万5千円、合計で5億8,468万6千円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の一般会計の補正では繰越金を財源としている。

17ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。

まず、「(1) 高温などによる水稲及び大豆の被害への対応」についてである。

「ア 農業災害対策特別措置条例に基づく支援」については、本年夏の記録的な高温や干ばつが原因で水稲や大豆に被害を受けた農業者の生産力の維持を図るため、次期作の種苗・肥料の購入費用を支援する市町村に対し補助するものである。

次に、「(2) 児童生徒の増加に対応した特別支援学校の整備」についてである。

「ア 県立川口特別支援学校教室棟の増築」については、児童生徒の学習環境の充実を図るため、令和8年4月の供用開始に向け、令和5年度から令和7年度の3か年を事業期間とする総額16億3,208万8千円の継続費を設定し、教室棟の増築を行うものである。

18ページを御覧願う。「(3) 公共事業等の施工時期の平準化・適正工期の確保」についてである。「ア 施工時期の平準化」については、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定し、端境期である年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。

「イ 適正工期の確保」については、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

次に、「(4) その他」についてである。「ア 鴻巣箕田地区産業団地整備事業の継続費の変更」については、地域整備事業会計において、土地利用ニーズの高まりを踏まえ分譲面積の増加を図るため、造成計画を変更することなどから、継続費の総額を増額するものである。

次に、19ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 12月定例会の会期予定等についての(1) 質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1を御覧願う。委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民主フォーラム2名、公明2名、県民1名、共産党1名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、共産党1名。3日目、自民2名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる12月1日(金)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の12月8日(金)に係るものについては、一問一答式の場合は12月5日(火)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、12月6日(水)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料2及び資料3に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

資料2、本会議等のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたい。編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料3、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として、1月14日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

5 予算特別委員会についてだが、今年度も2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査を頂きたいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、12月定例会中の本委員会において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

6 ペーパーレス会議システムと併用する紙資料についてだが、去る令和4年2月の本委員会において、同年6月からのペーパーレス会議システムの本格実施に当たり、紙として残す資料を決定した。その際、紙資料の廃止については、令和5年度のパソコンや議会情報システムの更新の後に、改めて協議することとしていた。

6月、9月定例会の状況を踏まえ、資料4のとおり、委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

まず、「1 方針」についてである。現在は、会議運営上残す必要がある資料として、本会議の議事日程や発言通告書、委員会の審査日程、議会運営委員会の協議事項等を、紙で配布している。変更案は、本会議及び委員会の資料は、記者・傍聴者へ配布するものを除き、電子データのみとするものである。これにより、「2 主な資料区分」のとおり、各会派へ1部配布する議案書等を除き、資料はサイドブックスへの掲載のみとなる。この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、12月定例会から資料のとおり変更するので、各会派におかれては、所属議員への周知をお願いします。

委員長

7 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月4日（月）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >